

境港市ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「境港市ふるさと納税推進業務」に係る受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により、最も優れた業務を提供できる事業者を決定するもの。

2 業務の概要

(1) 業務名

境港市ふるさと納税推進業務

(2) 業務内容

「境港市ふるさと納税推進業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 業務履行期間

令和8年4月1日(水)から令和11年3月31日(土)まで

なお、契約締結日から令和8年3月31日(火)までは履行準備期間とし、その間の支払いは発生しない。

(4) 履行場所

境港市内及び本市が指定する場所

(5) 見積限度額(業務委託料の提案率)

寄附金額に対する単価契約とし、本業務の見積限度額は寄附金額の5%(消費税及び地方消費税を除く、小数第一位まで記載すること)とし、業務履行期間中は一定とする。

(6) 境港市の経費負担

受託者に支払う経費は次のとおりとする。

ア 業務委託料

寄附額に対して、受託者が提案した率(5%以内)を乗じて算出された額(消費税及び地方消費税を除く)。なお、寄附額は、仕様書の「4 前提」(2)に記載の①～⑥のポータルサイト経由での寄附金額の合計とする。ただし、受託者において返礼品の発注や配送管理を行わない寄附については除く(災害支援に関連した寄附等)。

イ 返礼品代金

返礼品代金(梱包代等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む)として実費を支払う。当該返礼品に係る個別の寄附金額は、総務省の返礼基準を加味した上で、返礼品代金が寄附金額の30%の範囲内となるよう本市が決定する。なお、返礼品代金に中間手数料等を上乗せすることは一切認めない。

ウ 返礼品配送料

返礼品の配送料として実費を支払う。配送方法については、過剰包装ではない最低限の包装かつ返礼品の品質に影響を及ぼさない方法による。なお、配送料に中間手数料等を上乗せすることは一切認めない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者とする。なお、本プロポーザルにおいて、複数企業による共同企業体での応募は認めない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

イ 境港市による指名停止を受けていないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。

オ 国税及び地方税に滞納がないこと。

カ ふるさと納税事業の著作権の帰属において、地方団体と訴訟案件など係争状態にないこと。

キ 令和6年度中に、本業務と同種の業務の運営実績が5件以上あり、なおかつ年間10億円以上の寄附実績がある自治体の運営実績があること。

ク 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク(Pマーク)又はISO/IEC27001に基づいた国際規格の情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証を取得(業務に必要な範囲の取得を行っていること。)し、定期的に更新を行っていること。

ケ 本社又は支社等が鳥取県内に所在し、当該支社等が本業務のすべてまたは一部を担当すること。(令和8年3月末までに支社等を鳥取県内に設立する予定を含む。)

4 プロポーザルに係る日程等

項目	日程等
公告	令和7年11月21日(金)
実施要領等の配布	令和7年11月21日(金)から
質問受付期間	令和7年11月28日(金)午後5時必着
質問に対する回答	令和7年12月5日(金)まで
参加表明書の提出期限	令和7年12月10日(水)午後5時必着
参加表明書の審査結果通知	令和7年12月17日(水)(予定)
辞退届の提出期限	令和8年1月9日(金)午後5時必着
企画提案書類の提出期限	令和8年1月9日(金)午後5時必着
一次審査(書面審査)の実施	令和8年1月16日(金)
一次審査結果通知	令和8年1月19日(月)
二次審査(プレゼンテーション)の開催	令和8年2月9日(月)(予定)
審査結果通知(発送)	令和8年2月12日(木)(予定)
契約締結	令和8年2月中旬(予定)

5 募集について

(1) 各書類の配布開始日

令和7年11月21日(金)

(2) 配布場所

境港市ホームページからダウンロードすること。

※窓口、郵送、メール等による配布は行いません。

(3) 配布資料

ア 境港市ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザル実施要領(本書)

イ 仕様書

ウ 境港市ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザル審査要領(以下「審査要領」という。)

エ 参加表明書兼誓約書(様式1)

オ 業務実績調書(様式2)

カ 企画提案書(様式3)

キ 業務実施体制表(様式4)

ク 会社概要書(様式5)

ケ 見積書(様式6)

コ 質問票(様式7)

サ 辞退届(様式8)

6 質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問のできる者

本書および仕様書等に対して質問のできる者は、前記「3 参加資格要件」を満たしている者で、かつ参加表明書兼誓約書(様式1)を提出した者あるいは提出する意思のある者とする。

(2) 質問受付期間

令和7年11月21日(金)から令和7年11月28日(金)午後5時必着

(3) 様式

質問票(様式7)

(4) 提出方法

「13 問い合わせ先・書類提出先」に電子メールで提出することとし、電子メール送信後、担当者まで電話にて送信確認を行うこと。

(5) 回答

質問に対する回答は、令和7年12月5日(金)までに、境港市ホームページへ順次掲載する。また、境港市の回答は、募集要領および仕様書等を補足する効力を有するものとする。

(6) その他

質問者の氏名や企業名は公表しない。また、電話や口頭による質問には対応しない。

7 参加申請

(1) 提出書類

ア 参加表明書兼誓約書(様式1)

イ 業務実績調書(様式2)

ウ 会社概要書(様式5)

エ 履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)(発行後3カ月以内)(写し可)

オ 国税(法人税及び消費税)、地方税の納税証明書(発行後3カ月以内)

カ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク(P マーク)又は ISO/IEC27001 に基づいた国際規格の情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証を取得(業務に必要な範囲の取得を行っていること。)し、定期的に更新を行っていることを証明できるもの(写し可)

(2) 提出期限

令和7年12月10日(水)午後5時必着

(3) 提出部数

1部

(4) 提出先

「13 問い合わせ先・書類提出先」に記載の担当者宛て

(5) 提出方法

持参または郵送とする。持参にて提出の場合は、提出日時をあらかじめ担当者に連絡すること。なお、持参の場合の受付時間は、原則として、土・日・祝日(12月29日から1月3日までを含む)を除く午前8時30分から午後5時までとする。また、郵送の場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法によることとする。

(6) 審査結果の通知

参加申請のあった者の参加資格等を審査し、参加資格を有すると認められた者にその旨を通知(発送)するとともに、企画提案書の提出を依頼する。なお、審査の結果、参加資格を有しないとされた者については、その旨を通知する。

(7) その他

参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式8)を境港市総務部総合政策課まで持参または郵送で提出すること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

8 企画提案書類

以下の書類を期限までに提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

(ア) 仕様等

表紙は企画提案書（様式3）を使い、提案書はA4（縦横不問）とする。行・文字・文字間隔・図表の仕様・枠組み等の様式は自由とする。できる限り具体的・定量的に提案し、専門知識を有しない者でも理解できるよう、極力平易な表現で記載すること。なお、理解しにくい用語や専門用語は、脚注を付記すること。

（イ）ページ数

ページ数は24ページを上限（表紙、裏表紙、目次はページ数に含む。）とする。ただし、両面使用とすること（枚数にして12枚以内）。

（ウ）提案内容

仕様書の内容を満たすものであること。特に仕様書に記載の業務内容に対する具体的な実施内容、実施方法等は必ず記載すること。また、記載にあたっては審査要領も参考にすること。

イ 業務実施体制表（様式4）

ウ 見積書（様式6）

寄附金額あたりの業務委託手数料（％）を小数点第一位まで記載すること（消費税及び地方消費税を除く）。

（2）提出期限

令和7年1月9日（金）午後5時必着

（3）提出部数

1部

ただし、前記「ア 企画提案書」は8部（正本1部、副本7部）とする。

（4）提出先

「13 問い合わせ先・書類提出先」に記載の担当者宛て

（5）提出方法

「7 参加申請」の（5）に同じ

（6）その他

ア 失格となる企画提案書等

企画提案書等が、次の事項の一つに該当するものは、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

（ア）提出期限、提出先および提出方法に適合しないもの。

（イ）指定する様式及び本要領に示した条件に適合しないもの。

（ウ）記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

（エ）虚偽の内容が記載されているもの。

（オ）見積限度額（業務委託手数料の提案率）を超えたもの。

（カ）仕様書の要件を満たさないもの。

イ 制約事項

- (ア) 提出書類の作成および提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (イ) 提出された書類等は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- (ウ) 提出された書類等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出された書類等は、提出期限後の差し替えおよび再提出は一切受け付けない。
- (オ) 提出された書類等は、全て返却しない。
- (カ) 提出された書類等に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

9 審査方法

境港市ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。

(1) 一次審査（書面審査）

ア 開催期日

令和8年1月16日（金）（予定）

イ 実施方法

審査委員会が別に定める審査要領により書面審査を実施し、評価の合計点が高いものから4者を選定する。なお、評価点が同点の者が複数あった場合は同順位とし、評価順位1位から4位が4者を超える場合は、4者を超えた順位の者をすべて選定する。また、4者以下の場合は、「8 企画提案書類」の提出者すべてを一次審査による選定者とする。

ウ 審査結果の通知

企画提案書提出者全員に対し、令和8年1月19日（月）（予定）に、電子メールにて通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施し、受託候補者を選定する。

ア 開催期日

令和8年2月9日（月）（予定）

イ 実施時間

45分程度とし、準備時間5分以内、説明時間25分以内、質疑応答時間15分程度とする。

ウ 出席者

1者3名以内とする。

※業務を受託した際に、実際に統括責任者となる者が必ず出席すること。

エ 受託候補者の選定方法

- (ア) 審査要領に基づき、プレゼンテーションでの評価点方式で審査する。
- (イ) 審査は、受託候補者の優先順位を決定するものであり、本市は審査の結果、合計点が最も高い提案者を第一優先交渉権者とする。次点は第二優先交渉権者とする。また、以降も同様とする。
- (ウ) 順位点の合計が同点の場合は、審査委員会の各委員の合議により順位を決定するものとする。
- (エ) 評価点が満点の6割に満たない場合は交渉権者として選定しない。
- (オ) 第一優先交渉権者と協議し、合意しなかった場合は、第二優先交渉権者と協議を行う。また、以降も同様とする。

オ その他

- (ア) 開催期日及び各提案者のプレゼンテーション開始時間は、令和8年1月19日(月)(予定)に、電子メールにて通知する。
- (イ) プレゼンテーションは企画提案書の内容に沿って説明すること。
- (ウ) プレゼンテーションで使用する資料は、「8 企画提案書類」で提出された資料のみとする。プレゼンテーションの際に新たな説明資料を提示することはできない。
- (エ) プレゼンテーションに参加しなかった者は辞退したものとみなす。
- (オ) プレゼンテーションは提出書類を使用して実施することとし、パソコンを使用する場合は事前に申し出た上で当日持参すること。なお、プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブル及び延長コードは本市において用意する。
- (カ) 指定の接続時間に遅れた場合は、審査対象とならない。
- (キ) 審査は非公開とする。

10 選定結果について

選定結果は、受託候補者の選定後にプレゼンテーションに参加したすべての提案者に対して令和8年2月12日(木)(予定)に電子メールで通知し、後日文書で通知する。なお、選定理由の問い合わせには応じない。また、審査結果についての意義申し立ては受付けない。

11 契約締結に向けての協議

受託候補者と契約締結に向けた協議を行い、仕様書等契約内容について合意した場合は契約を締結する。契約内容については、仕様書及び受託候補者の提案書の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず内容の変更を要する場合は、契約時において本市と受託候補者との協議・調整のうえ、契約内容を決定する。

12 その他

(1) 費用負担

企画提案書の作成・提出およびプレゼンテーションの実施等、プロポーザルの参加に要した費用のすべては、提案者の負担とする。

(2) 個人情報

提出書類から提供された従業員等の個人情報は、協議の実施および契約に係る事務処理において必要な連絡のみに用いるものとし、他の用途には用いない。

(3) 著作権

ア 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。

イ 提出書類は、協議の実施および契約の事務処理において必要な場合のみに用いるものとし、他の用途には用いない。

ウ 提出書類については、境港市情報公開条例（平成 11 年境港市条例第 12 号）第 5 条の規定に基づき公開請求されたときは、同条例第 7 条に定められた非公開情報を除き、公開の対象とする。ただし、選定期間中においては、同条第 5 号の規定に基づき、公開の対象としない。

(4) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(5) 審査または契約の延期

ア 天災その他やむを得ない理由により、審査または契約を行うことができない場合は延期する。

イ 提案者の損害は提案者の負担とする。

13 問い合わせ先・書類提出先

境港市 総務部 総合政策課（担当：竹本・小板）

〒684-8501 鳥取県境港市上道町 3000 番地

TEL:0859-47-1067 / FAX:0859-47-1205

電子メールアドレス：furusatosakai@city.sakaiminato.lg.jp

【参考資料】境港市ふるさと納税の現状

1 寄附実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
寄附金額(千円)	408,649	370,490	510,066
寄附件数(件)	24,759	18,790	20,613

2 申込方法別寄附実績(令和6年度)

	寄附金額(千円)	割合(%)
① ふるさとチョイス(パートナーサイトを含む)	175,668	34.4
② 楽天ふるさと納税	128,569	25.2
③ ふるなび	46,115	9.0
④ Amazon ふるさと納税	20,684	4.1
⑤ ANA のふるさと納税	15,577	3.1
⑥ さとふる(パートナーサイトを含む)	81,539	16.0

※業務委託範囲の対象となる寄附のみ記載

3 返礼品提供事業者数

返礼品提供事業者数	約90事業者
-----------	--------